

成年後見制度

● **推進機関の設置**
 区では、4月から成年後見制度推進機関を新宿区社会福祉協議会に設置し、成年後見に関する支援事業を実施します。

● **相談窓口の変更**
 現在、福祉部管理課で実施している専門相談員による成年後見・権利擁護相談は、推進機関で相談日を増やして実施します。

【相談日】月・水・金曜日(祝日等を除く)
 【相談時間】午後1時～4時(事前に電話予約が必要)

● **相談場所**
 ▼3月までの相談：福祉部管理課(本庁舎2階) ☎(5273) 3623
 ▼4月以降の相談：区社会福祉協議会(第2分庁舎2階) ☎(5273) 3541(4月3日(火)からは ☎(5273) 4522)
 ※区社会福祉協議会は、5月上旬に戸塚特別出張所内(高田馬場1-17-20)に移転する予定です。
 ……(以下共通)……
 【問合せ】福祉部管理課管理係(本庁舎2階) ☎(5273) 3517へ。

障害者自立支援法に基づくサービス等の利用者負担軽減策

1 国の利用者負担の軽減策(19～20年度)
 21年3月までの障害福祉サービス(通所施設・在宅サービス)を利用する際の月額負担上限額について、一定の要件に当てはまる方は、月額負担上限額が4分の1に軽減されます。この負担軽減を受けるには申請が必要です。

【対象】次のすべてに該当する方。①世帯の特別区民税所得割の合算が10万円未満、②世帯の預貯金等の資産が1千万円以下(単身の場合は500万円以下)、③不動産を所有していない(本人・家族が居住している家屋等を除く)

【軽減内容】下図のとおり

2 区の利用者負担の軽減策(19～20年度)
 【対象・軽減内容】特別区民税非課税世帯、課税世帯のいずれも原則10%の自己負担を3%に軽減します。

【対象事業】障害福祉サービス(児童デイサービス・生活介護・自立訓練・旧法通所施設支援・就労継続支援・居宅支援・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援センター(短期入所)、地域生活支援事業(生活サポート・日中一時支援)、補装具費。18年10月から3%の負担軽減を実施している地域生活支援事業(移動支援・日常生活用具)も、引き続き軽減対象事業とします。

※補装具費は、本人または扶養義務者の特別区民税が所得割額50万円以上の場合にも支給し、自己負担を3%とします。
 ※障害福祉サービスの就労移行支援は無料とします。

世帯	所得	現行の月額負担上限額	新たな軽減策による月額負担上限額
特別区民税課税世帯	区民税の所得割が10万円以上の世帯	37,200円	37,200円
	区民税の所得割が10万円未満の世帯	9,300円	9,300円
特別区民税非課税世帯	本人または障害児の保護者の年収が80万円を超える方	24,600円	6,150円 通所(通所+短期入所)を利用3,750円
	本人または障害児の保護者の年収が80万円以下の方	15,000円	3,750円
生活保護受給世帯の方		0円	0円

※地域生活支援事業(一部事業)の自己負担額は、障害福祉サービス(一部事業)と合計して月額負担上限額を設定します。

3 利用者負担額の決定
 国と区の両方の軽減策の対象となる場合、比較して、利用者の負担が少ない額をお支払いいただきます。

【問合せ】身体・知的障害者の方：障害者福祉課相談支援係(本庁舎2階) ☎(5273) 4583・☎(3209) 3441へ、精神障害者の方：予防課予防係(第2分庁舎3階) ☎(5273) 3859へ。

一部の交番が「地域安全センター」に変わります

4月1日(日)から、牛込警察署の矢来町・弁天町・戸山町交番と、戸塚警察署の下落合交番が、「地域安全センター」に変わります。

地域安全センターは、地域安全活動の拠点や各種ボランティア活動などの交流場所として、昼間の時間帯を中心に、警察官OBである「地域安全サポーター」が勤務します。

▶地域安全サポーターは、新宿区をはじめさまざまな団体と連携をとりながら、地域の方が安全に暮らせるように、次のような活動を行います。

防犯等の相談に対するアドバイス、子どもの安全確保への支援、各種会合・ボランティア活動への参加、新宿区や関係協力団体等との連携、事件・事故発生時の通報、各種情報の提供、地理案内

▶地域安全サポーターが不在の場合でも、テレビ対話システム等で同センターを管轄する警察署へすぐ連絡がとれるようになっています。また、昼夜を問わず警察官が随時立ち寄り、周辺へのパトロールを強化して、治安の向上に努めます。

▶地域安全サポーターの制服は、ライトブルーの帽子とネクタイが特徴です。

▶戸塚警察署の「高田馬場四丁目交番」は、建設予定であるマンション施設内に「地域安全センター」と同様の拠点として使用できるコミュニティルームが設置される予定です。

【問合せ】危機管理課安全・安心対策担当(本庁舎4階) ☎(5273) 4236 または、牛込 ☎(3269) 0110・戸塚 ☎(3207) 0110の各警察署へ。

介護予防お徳なミニ講座～今から取り組む介護予防

◎第6回(最終回)…いつまでも新宿で生き生きとした生活を

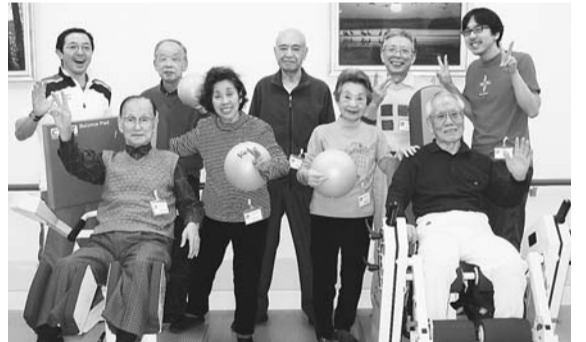
これまでの5回の講座で、介護予防は普段の生活の中でのちょっとした取り組みが大切なことを理解していただけたと思います。

こうした取り組みを実践していても、「最近なんとなく転びやすい」「階段の昇り降りがつらい」などと気になり始めている方は、ご相談ください。区では介護予防の取り組みが必要な方に介護予防ケアプランを作成し、効果的に状態を改善するためのさまざまな介護予防教室を紹介しています。

次の5つの質問のうち3つ以上該当する方は、介護予防の身近な窓口「地域包括支援センター」にぜひご相談ください。

①階段を昇るときに、手すりにつかまったり壁を支えに使う、②いすから立ち上がる時は何かにつかまって立つ、③続けて15分以上休まずに歩くことはつらい、④この1年間につまづいたり、転んだりしたことがある、⑤転びそうなことが多く不安である

【問合せ】高齢者サービス課介護予防係(本庁舎2階) ☎(5273) 4594・地域包括支援センターへ。



マシンを使った「若返りパワーアップ体操教室」に参加した皆さん

くらし

◎NPO活動資金助成・登録に関する説明会

【日時】3月28日(水)午前10時から
 【会場】区役所第2分庁舎1-⑦会議室
 【対象】区内のNPO法人
 【申込み】電話かファックス(法人名・所在地・電話番号・参加人数を記入)で地域調整課コミュニティ係 ☎(5273) 3872・☎(3209) 7455へ。

◎不動産街頭無料相談会

【日時】4月2日(月)午前10時～午後4時
 【内容】不動産鑑定士による不動産の無料相談
 【主催】(株)東京都不動産鑑定士協会、(株)日本不動産鑑定協会
 【会場・申込み】当日直接、新宿駅西口広場イベントコーナーへ。

【問合せ】地域整備課(本庁舎8階) ☎(5273) 3593へ。

◎リサイクル講座～残り糸で小物づくり

【日時】4月17日(火)午後1時30分～3時30分

【対象】区内在住・在勤の方、30名
 【内容】①帽子、②アクリルたわしのいずれかを作製
 【費用】100円
 【持ち物】①並太毛糸または中細2本どり約120g～130g・9号程度の棒針2本・7号のかぎ針・とじ針・物差し・筆記用具、②並太程度のアクリル毛糸約40g・7号のかぎ針・とじ針・物差し・筆記用具
 【共催】新宿環境リサイクル活動の会
 【会場・申込み】往復はがきに記載例(5面左上参照)のほか作製を希望する小物(①②の別)を記入し、4月6日(必着)までに新宿リサイクル活動センター(〒169-0075 高田馬場4-10-17) ☎(5330) 5374(月曜日休館)へ。応募者多数の場合は抽選。

福祉

◎手話通訳者派遣事業が変わります

●4月から
 東京都が実施している手話通訳者派遣事業が区市町村へ移行されるに当たり、聴覚・音声・言語障害者の方を対象に区で行っている手話通訳者派遣事業の一部を

変更するとともに、新たに「要約筆記者派遣事業」を開始します。

初めて利用する方、またはこれまで東京都の派遣事業のみ利用していた方は、事前に区に利用登録が必要です。

【派遣時間】手話通訳者派遣…区社会福祉協議会・東京手話通訳等派遣センターは、いずれも1か月20時間、計40時間まで、要約筆記者派遣…1か月20時間まで
 【対象】区内在住で、聴覚・音声・言語障害の身体障害者手帳をお持ちの方
 【派遣費用】無料
 【申込み】障害者福祉課福祉推進係(本庁舎2階) ☎(5273) 4516・☎(3209) 3441へ。

子ども・教育

◎新宿区地域家庭教育推進協議会活動紹介パネル展示会

18年度に地域団体の協力を得て実施した、親子対象事業・男性保護者対象事業・中学生高校生対象事業の活動紹介パネルを展示します。
 【日時】3月26日(月)～30日(金)午前8時30分～午後5時(26日は午前9時から、27

日(火)は午後7時まで)

【会場】区役所本庁舎1階ロビー
 【問合せ】新宿区地域家庭教育推進協議会事務局(第1分庁舎4階、生涯学習振興課地域教育係内) ☎(5273) 3610へ。

◎育児支援家庭訪問事業(産後支援)の利用期間を1年に延長

●4月2日(月)から
 産後、育児や家事などの支援を必要とする家庭へ援助者を派遣し、親の精神的・肉体的負担を軽減し、産後の生活を支援する制度です。

【利用期間】産後1年以内、のべ10日間30時間まで(双子の場合等は、のべ15日間45時間まで)

【利用日時】月～金曜日午前9時～午後5時(祝日・年末年始を除く)、1日1回(3時間または4時間)

【対象】区内在住で、育児や家事などの手伝いを必要とする方

【内容】授乳・もく浴・おむつの交換・兄弟姉妹の世話・家事ほか

【費用】1時間1,000円(減免制度あり)

【問合せ】子ども家庭支援センター ☎(3952) 7751へ。